

産業構造審議会 活動報告書

平成30年5月29日

目 次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

I 組織の変更

保安・消費生活用製品安全分科会	9
基準認証政策小委員会	10
不正競争防止小委員会	11

II 答申・報告書等

新産業構造部会	15
2020未来開拓部会	16
地域経済産業分科会	17
通商・貿易分科会	19
産業技術環境分科会	21
製造産業分科会	22
商務流通情報分科会	27
保安・消費生活用製品分科会	30
知的財産分科会	31

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、平成30年4月末日現在、3つの部会、7の分科会、31の小委員会、32のワーキンググループ（以後、「WG」という。）によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

昨年の報告以降、1つの小委員会を新設し、1つの分科会、1つの小委員会の名称を変更した。これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介するが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

開催状況

昨年の報告以降、総会2回、部会4回、分科会7回、小委員会47回、WG34回、総計94回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

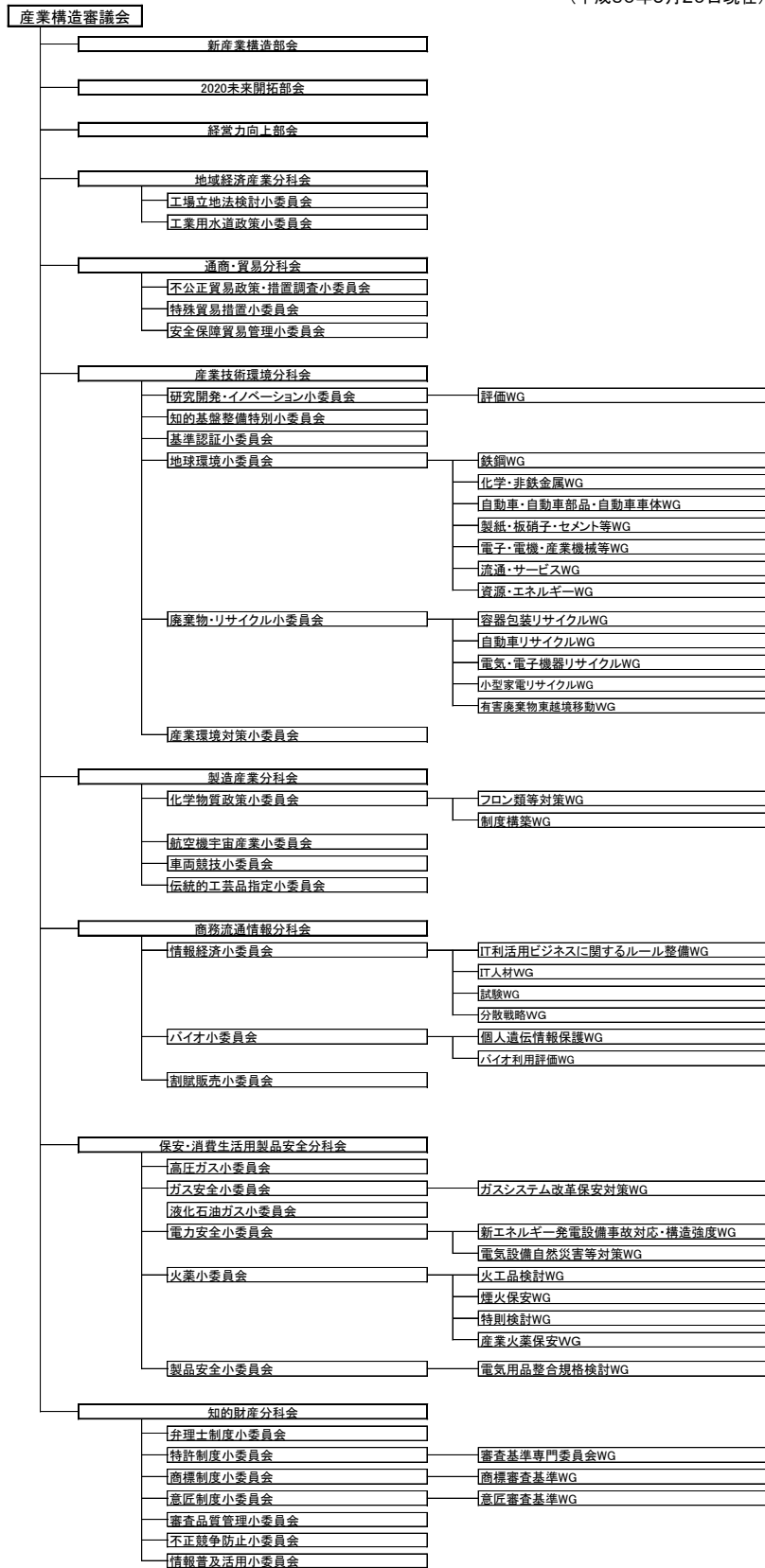
答申・報告書等

昨年の報告以降、総計19件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映していくものである。

※本活動報告書は、平成29年4月から平成30年4月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。

産業構造審議会 組織図

(平成30年5月29日現在)



I 組織の変更

保安・消費生活用製品安全分科会

「保安・消費生活用製品安全分科会」（平成２９年度７月名称変更）

分科会長：横山 明彦（国立大学法人東京大学院新領域創成科学研究科教授）

名称変更趣旨

「消費生活用製品の安全性の確保」について電気・ガス用品等の特定製品の製造及び販売を規制・適切な保守点検が執り行われるよう、事故発生時の原因究明、再発防止、法令違反に対する処分方法等の適切な規制方法について検討を行うため、商取引や情報通信に関する重要事項について調査審議する商務流通情報分科会よりも、保安に関する重要事項を調査審議について所掌する保安分科会に移管することとした。以上の理由から「保安分科会」から「保安・消費生活用製品安全分科会」に名称を変更した。

【名称変更】

２０１２年～２０１７年 保安分科会

２０１７年～ 保安・消費生活用製品安全分科会

検討事項

- １．経済産業省の所管事務のうち火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の保安に関する重要事項
- ２．液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第一七条第一項の規定により審議会の権限に属された事項
- ３．消費生活用製品の安全性に関する重要事項

審議スケジュール

- 第１回 平成３０年４月４日
- ①産業・製品事故や災害の発生状況と対応
 - ②産業保安・製品安全のスマート化の進捗状況
 - ③中期的な産業保安の確保のあり方について

産業技術環境分科会

「基準認証小委員会」(平成29年5月設立)

小委員長：日高邦彦（東京大学大学院工学系研究科教授）

設立趣旨

我が国の標準化は、工業標準化法に基づく JIS 規格の活用により、製造業の生産性向上及び国民生活の改善に大きく貢献してきた。その中で、標準化活動は、企業としての活動ではなく、政府主導による業界内の合意を前提とした業界団体としての活動として続いてきた。

一方、欧米においては、生産性向上だけでなく民間取引に必要な認証として活用され、80 年代以降は、標準化を活用した欧州の市場統合の進展や WTO/TBT 協定に伴い、欧米企業は標準化を活用したルールメイキングの経験を積み、国際市場を獲得するための手段として標準化を活用するなど、標準化の目的が大きく変わってきた。

さらに近年では、サービス分野やマネジメント分野への標準化の対象の拡大に加え、第四次産業革命という新しいイノベーションの中で業種横断的な標準化が進みつつあるなど、標準化の対象やそのプロセスにも変化が現れている。

こうした背景を踏まえ、グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化という観点から、新たな基準認証制度のあり方を検討するため、産業構造審議会産業技術環境分科会の下に基準認証小委員会を設置した。

検討事項

(1) 産業構造の変化を踏まえた基準認証制度のあり方について

審議スケジュール

第1回 平成29年5月30日 新たな基準認証の在り方について

第2回 平成29年6月15日 新たな基準認証の在り方について

第3回 平成29年7月21日 新たな基準認証の在り方について

知的財産分科会

「不正競争防止小委員会」(平成29年7月名称変更)

小委員長：岡村 久道（京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士）

名称変更趣旨

データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備に向けた制度設計に向け、営業秘密に限らず、不正競争防止法に関する複数の論点を含む事項を審議する必要があることから、「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」から「不正競争防止小委員会」に名称変更をした。

【名称変更】

平成26年～平成29年 営業秘密の保護・活用に関する小委員会
平成29年～ 不正競争防止小委員会

検討事項

- (1) データの不正取得等の禁止
- (2) データに施される暗号化技術等の保護強化
- (3) 技術的な営業秘密の保護のための政令整備 等

審議スケジュール

＜営業秘密の保護・活用に関する小委員会＞

第6回 平成28年12月5日

- ・営業秘密保護・活用に関する最近の動きについて
- ・今後の検討事項について

第7回 平成29年1月31日

- ・データ利活用にむけた取組事例について
- ・データ保護制度の在り方について

第8回 平成29年2月15日

- ・データ保護に関しての検討の方向性について
- ・情報の不正利用を防止する技術の保護の在り方について
- ・技術的な営業秘密の保護の在り方について

第9回 平成29年3月17日

- ・知的財産戦略本部（新たな情報財検討委員会）における
- ・企業における営業秘密管理に関する実態調査」の結果について
- ・データ保護制度の在り方について
- ・情報の不正利用を防止する技術の保護の在り方について

- ・ 技術的な営業秘密の保護の在り方について

第10回 平成29年3月29日

- ・ データベース等の取引の事例について
- ・ 第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討
- ・ 中間とりまとめ（案）について

第11回 平成29年4月20日

- ・ 「データ利活用促進に向けた企業における管理・契約等の実態調査」の結果について
- ・ 第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討「中間とりまとめ（案）」について

<不正競争防止小委員会>

第1回 平成29年7月27日

行為規制の前提となるデータの要件について

第2回 平成29年8月17日

データ利活用の促進に向けた制度について

第3回 平成29年9月13日

- ・ データ利活用の促進に向けた制度について
- ・ 技術的な制限手段の保護強化について

第4回 平成29年9月26日

技術的な制限手段による保護について

第5回 平成29年10月3日

- ・ 技術的な営業秘密の保護について
- ・ データ利活用の促進に向けた制度について

第6回 平成29年10月25日

データ利活用の促進に向けた制度について

第7回 平成29年11月2日

- ・ 不正競争に関する訴訟における適切かつ公平な証拠収集手続の実現について
- ・ データ利活用の促進に向けた制度について

第8回 平成29年11月21日

データ利活用の促進に向けた制度について

第9回 平成30年1月19日

- ・ 「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案）」に関するパブリックコメントの結果について
- ・ 不正競争防止に関するガイドライン素案策定WGについて

Ⅱ 答申・報告書等

新産業構造部会

「新産業構造ビジョン（とりまとめ）」

新産業構造部会（平成29年5月）

報告書の概要

産業構造審議会新産業構造部会では、第4次産業革命への的確に対応し、新たな社会経済システムを構築することで、目指すべき社会像である Society5.0 を実現するための官民の羅針盤となる「新産業構造ビジョン」の策定を行った。

- （１）アベノミクスの成長戦略は、今どこにいて、何が求められているのか
- （２）今、何が起きているのか？
- （３）2030年代に向けて、どのような社会を目指すのか
- （４）我が国の基本的な戦略
- （５）ビジョンの実現に向けて

＜各戦略分野における具体的戦略＞

- ① 移動する
- ② 生み出す、手に入れる
- ③ 健康を維持する、生涯活躍する
- ④ 暮らす

＜新たな経済社会システムの構築＞

- ① ルールの高度化
- ② イノベーションエコシステム
- ③ 新陳代謝システム
- ④ 人材育成・活用システム
- ⑤ 社会保障システム
- ⑥ 地域・中小企業システム
- ⑦ グローバル展開

2020未来開拓部会

「産業構造審議会 2020未来開拓部会（第6回）（進捗報告）」

2020未来開拓部会（平成29年5月）

2020未来開拓部会（第6回）の概要

産業構造審議会2020未来開拓部会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多様性をより包含し、我が国の経済・産業のポテンシャルを最大限に引き出し、世界に先んじて社会的課題を解決することを通じて、人も企業も社会も、より健康で持続的な姿を世界に示すことによって、我が国のブランディングを強化すべく、検討を行っている。

平成29年5月に、第6回2020未来開拓部会を開催し、下記の報告を行った。

（1）11プロジェクトの進捗報告

「モビリティ」「スマートコミュニティ」「ストレスフリー」「ロボット」「サイバーセキュリティ」「ビンテージ・ソサエティ」「イノベーション」「インベストメント」「ひとづくり」「スポーツ」「文化・観光」の11プロジェクトについて、進捗状況を報告した。

（2）3つのワークショップの結果概要の報告

第5回2020未来開拓部会において設置した、「提案型ダイバーシティワークショップ」「未来開拓型ひとづくり教育ワークショップ」「スマートワークのためのワークショップ」の3つについて、それぞれ開催したワークショップの結果概要を報告した。

地域経済産業分科会

「工場適地の調査の見直しについて（答申）」

工場立地法検討小委員会（平成２９年１２月）

答申の概要

工場立地法（昭和３４年法律第２４号）第２条第１項に基づき行う工場適地の調査の見直しについて、諮問を行い、審議した結果、適切なものであるとして、了承した。

見直しの概要は下記のとおり。

産業立地施策の推進に係る取組として、工場適地の調査方法及び調査結果に係る情報提供について、企業の立地ニーズへの対応、地方公共団体が行う誘致活動における活用、遊休産業用地の把握・活用等の観点を踏まえ、よりの確かつ効果的なものとなるよう、以下の見直しを行った。

- （１）産業用地台帳の整備
- （２）調査対象用地の拡大
- （３）利用者の利便性向上
- （４）調査項目の統合・重点化
- （５）工場適地の選定基準の見直し

地域経済産業分科会

「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部改正の公表」及び「工場立地に関する準則の一部改正の公表」について（答申）

地域経済産業分科会（平成２９年８月）

答申の概要

平成２９年８月１日「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部改正の公表」及び「工場立地に関する準則の一部改正の公表」について審議を行い、原案とおりの承する旨の答申を行った。

原案の概要

- （１）平成２９年７月３１日「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下、「企業立地促進法」）が改正され、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（以下、「地域未来投資促進法」）が施行された。
- （２）企業立地促進法では、工場立地法の緑地面積率等の緩和の特例措置が盛り込まれていたが、平成２９年７月３１日に施行された地域未来投資促進法にも同様の特例措置が盛り込まれていた。
- （３）企業立地促進法では、緩和措置の具体的基準（緑地面積率の数値基準等）を、経済産業省等告示で規定していたことから、地域未来投資促進法においても、同様の措置を講ずるため、企業立地促進法等の告示を改正することとした。
- （４）改正内容については、地域未来投資促進法の緩和措置・仕組みが企業立地促進法と同内容であることから、改正箇所は告示において、引用する法律名等に限ることとし、緑地面積率の基準を維持する形で定めることとした。

通商・貿易分科会

「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の賦課に関する調査結果報告書（報告）」

特殊貿易措置小委員会（平成２９年１２月）

報告書の概要

特殊貿易措置小委員会では、本報告書を基に、不当廉売された高重合度ポリエチレンテレフタレート（以下「高重合度PET」という。）の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実について審議を行った。なお、本報告書に関しては、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会においても審議が行われ、同調査の結果を踏まえ５年間の不当廉売関税の賦課が適当であるとの答申がとりまとめられた。

（１）経緯

平成２８年９月６日、三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社から、中華人民共和国産の高重合度PETに対する不当廉売関税を課することを求める書面が提出されたことを受け、同年９月３０日から、当該不当廉売関税の賦課の適否に関する調査を開始した。

（２）不当廉売された貨物の輸入の事実

調査対象貨物の供給者から提出された証拠等に基づき、不当廉売差額を算出した結果、中国を原産地とする不当廉売された高重合度PETの本邦への輸入の事実が認められた。

（３）当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦の生産者から提出された証拠等に基づき、検討を行った。この結果、本邦の産業については、不当廉売された調査対象貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化しており、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し実質的な損害を与えたと認められた。

通商・貿易分科会

「大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税の賦課に関する調査中間報告書（報告）」

特殊貿易措置小委員会（平成29年12月）

報告書の概要

特殊貿易措置小委員会では、本報告書を基に、不当廉売された炭素鋼製突合せ溶接式継手（以下「継手」という。）の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実について審議を行った。なお、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会においても審議が行われ、同調査の結果を踏まえ4か月間の暫定的な不当廉売関税の賦課が適当であるとの答申がとりまとめられた。

（1）経緯

平成29年3月6日、株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社及び古林工業株式会社から、大韓民国及び中華人民共和国産継手に対する不当廉売関税を課することを求める書面が提出されたことを受け、同年3月31日から、当該不当廉売関税の賦課の適否に関する調査を開始した。

（2）不当廉売された貨物の輸入の事実

調査対象貨物の供給者から提出された証拠等に基づき、不当廉売差額を算出した結果、韓国及び中国を原産地とする不当廉売された継手の本邦への輸入の事実が認められた。

（3）当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦の生産者から提出された証拠等に基づき、検討を行った。この結果、本邦の産業については、不当廉売された調査対象貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化しており、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し実質的な損害を与えたと認められた。

産業技術環境分科会

「今後の基準認証の在り方—ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて—（答申）」

基準認証小委員会（平成29年10月）

報告書の概要

産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会では、グローバル市場における日本企業や産業の競争力強化という観点から議論を行い、今後の基準認証政策の在り方に関する取りまとめを行った。

（１）国際標準化をめぐる環境の変化

標準化は、産業革命に始まる工業化の歴史の中で、主に開発された技術や製品を後で共通化し、安全性や生産効率を向上させるために用いられてきたが、WTO/TBT 協定が発効した 1990 年代からは、ルール形成を通じて市場の拡大・獲得のためのツールとして用いられるようになった。

加えて近年では、モノだけではなく、マネジメント分野、サービス分野、システム分野等の規格が制定されるようになったほか、第 4 次産業革命の中で自動走行、スマートマニュファクチャリングなど業種を越えた国際標準化が進みつつあり、標準化の対象やプロセスにも変化が現れている。

（２）日本における標準化の現状と課題

日本の現行の標準化制度は、戦後の創設以来、製造業の発展や国民生活水準の向上に大きく貢献してきた一方、工業会における合意形成を経て主務大臣が規格を制定するという基本的枠組みで運用されており、個別企業が市場の拡大・獲得のために標準を活用してルール形成を行う活動が欧米諸国に比べて進んでいない傾向にある。環境変化を踏まえると、日本の標準化活動は、その活動領域や方法、制度設計を大きく変える時期に来ていると言わざるを得ない。

（３）今後の基準認証の在り方について

こうした環境変化を踏まえ、日本の標準化政策及びその体制を大きく転換する時期に来ている。日本企業の国際競争力強化に向けて、市場の優位性獲得のためのルール形成のツールとして標準化をとらえ、官民それぞれが果たすべき役割を認識し、協力して標準化活動を進める必要がある。またその際には、「オールジャパン」の発想を超えて、国際連携を基盤に進めることが肝要である。加えて、日本における標準化活動の基盤となっている工業標準化法についても、①サービスへの対象拡大、②JIS の制定・改正の迅速化、③官民の国際標準化活動の促進、という点について検討を行う必要がある。

製造産業分科会

「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定（答申）」

製造産業分科会（平成２９年９月）

答申の概要

平成２５年１０月の水銀に関する水俣条約の採択を受け、同条約の国内実施を確保し、その他必要な措置を講ずるため、平成２７年６月に水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）が公布された。平成２９年８月１６日、同条約が発効し、同法が施行された。

同法第３条第１項に基づいて策定する「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」は、日本における水銀対策の全体像や将来像を包括的に示すものであり、同条第３項は、同計画の策定の際には産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聴くことと規定している。この規定に基づいて諮問された「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」の案について、適切なものであると了承した。そのあらましは、以下のとおり。

（１）水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

「マーキュリー・ミニマム」の環境の実現に向けた国内法令による措置として、条約に規定される措置のみならず、それを上回る措置及び我が国独自の措置を講ずることを規定している。具体例は、以下のとおり。

①一定量以上の水銀を含有する「特定水銀使用製品」の一部について、

- ・条約の規定より厳しい水銀含有量基準を設定
- ・製造禁止時期（廃止期限）を条約の規定より前倒し

②水銀を使用する製品の分別排出及び回収に係る国・市町村・事業者の責務を規定

（２）国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

関係主体の役割分担として、計画の実施主体の中心となる国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民といった 社会の構成員である全ての主体がそれぞれの責務を踏まえ、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして各措置を講ずることを規定している。

（３）その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

製造産業分科会

「モントリオール議定書キガリ改正を踏まえた今後の HFC 規制のあり方について（報告）」

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会（平成 29 年 11 月）

報告書の概要

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会合同会議では、2016 年 10 月に採択されたモントリオール議定書キガリ改正を踏まえ、キガリ改正の内容を国内で担保・実施するための制度の枠組みなどの基本的事項等について検討を行い、主に以下の内容からなる報告書を取りまとめた。

（1）キガリ改正の国内担保の基本方針

オゾン層保護法の規制対象に HFC（18 種類）を追加し、製造を経済産業大臣の許可制、輸入を外為法に基づく経済産業大臣の承認制とすることが適当。

（2）製造量・輸入量の割当て方針（基準限度の取扱い）

オゾン層保護法に基づく基準限度（議定書に基づく我が国の生産量・消費量の上限値）の範囲内において、フロン排出抑制法に基づく国のフロン類使用見通しと整合性を図りつつ運用することが適当。

上記運用の結果生じる枠の余裕分（基準限度とフロン類使用見通しの差分）は、突発的な需要への対応や、低温温室効果製品の出荷等を行う事業者に対する、イノベーションを促進するためのインセンティブに活用することが考えられる。

（3）フロン類の破壊数量の確認及びその範囲内で再生産を可能とする仕組み

議定書の定義上、「生産量」は実際の生産量から破壊量を控除することとされている。この仕組みは、現行オゾン層保護法上も規定あり（第 11 条）。

議定書で求められる 2029 年以降の大幅な HFC の生産量・消費量の削減を見据え、関連省令を整備し、この仕組みを活用できる環境を整えておくことが必要。

製造産業分科会

「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて（中間とりまとめ）」

車両競技小委員会（平成30年3月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会では、競輪事業の最近の状況等を踏まえた上で、今後の競輪事業の持続発展のため課題解決に向けた検討を行ってきた。現状の課題認識と課題解決の具体的取組等について、以下のとおりとりまとめた。

（１）競輪事業の最近の状況

競輪事業の売上は平成3年度をピークに減少していたが、最近では3年連続では売上増加となっている。また、競輪を実施する施行者収益もリストラクチャリング等により改善している。売上増加の主な要因はインターネット発売の増加であるが、一方、競輪場での売上は減少幅が大きく、競輪事業におけるこれまでの改善状況は永続的なものではないことから、売上・収益が回復した今こそ、競輪事業の持続的発展に向け本質的な課題を克服するための取組・改革の実行が必要である。

（２）課題解決に向けた今後の具体的取組

43の施行自治体、競輪振興法人であるJKAをはじめとする複数の関係団体等、多くのプレイヤーが競輪事業にかかわる中、今後の競輪事業の持続的発展のためには以下の課題が存在。競輪に関わる全てのプレイヤーが危機感を共有した上で課題克服のための改革に取り組む必要があり、このため、本年夏前までに以下に掲げる項目に関する具体的な制度設計を行い、2018年度中に実行体制を整備する。

- ①競輪事業の意思決定プロセスの見直し
- ②JKAの組織・働き方改革及び人材の能力開発
- ③投資のための財源確保
- ④施行者間調整ルールとインセンティブの仕組み構築
- ⑤厳格なモニタリングと是正措置の仕組み構築
- ⑥今後の具体的な制度設計にかかる時間軸の設定
- ⑦経済産業省による法令面の検討

（３）競輪・オートレースと社会との繋がり強化

上記の課題解決に向けた取組のみならず、顧客向け施策や社会還元の面でも取組を強化し、競輪・オートレースの価値を高めていくべきである。

製造産業分科会

「伝統的工芸品の指定に係る答申について（答申）」

伝統的工芸品指定小委員会（平成29年9月5日及び19日）

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「奥会津昭和からむし織」、「千葉工匠具」、「東京無地染」、「三州鬼瓦工芸品」及び「越中福岡の菅笠」を追加することについて了承した。

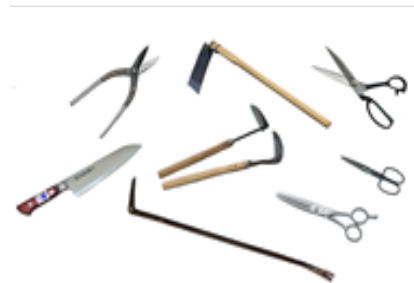
※「奥会津昭和からむし織」の概要

奥会津昭和からむし織は、福島県昭和村において生産されている織物。からむしは、イラクサ科の多年草で苧麻（ちょま）とも言われ、昭和村では上布の原材料となる上質なからむしが途絶えることなく生産され続けている。吸湿・速乾性に優れており、さらりとした感触が心地よく夏の衣料を始め小物や装飾品など用途は多岐に渡る。



※「千葉工匠具」の概要

千葉工匠具は、千葉県館山市等において生産されている工匠具。千葉県では古来より製鉄・鍛冶業が盛んであり、房総半島の開拓を支えきた。幕末・明治維新前後にかけては西洋文化を取り入れ、鋏や牛刀といった洋式工匠具の国産化にも取り組んだ。使用者の好みや癖に合わせた受注生産で製造している。



※「東京無地染」の概要

東京無地染は、東京都新宿区、中野区、墨田区等で生産される染織物。江戸時代中後期の染物屋の職人たちにより使用された江戸紫・藍・紅花・江戸茶等の無地染を起源として発展。使用済み染液を再利用する等、重ね染めにより色あわせすることが特徴。



※「越中福岡の菅笠」の概要

越中福岡の菅笠は、富山県高岡市等において生産されている縫い笠。江戸時代以降に生産が本格化し、藩を挙げての産業奨励を受けた菅笠は、幕末を迎える頃には最盛期を迎えた。良質の菅草を活かした製作技術により、農作業での日除け・雨除けや、日本各地の伝統行事・祭りなどの道具として使用されている。



※「三州鬼瓦工芸品」の概要

三州鬼瓦工芸品は、愛知県高浜市等で生産されている工芸品。江戸時代中期頃から生産が活発化したと考えられており、300年以上の伝統を有する。鬼瓦の製作者は「鬼師」あるいは「鬼板師」と呼ばれ、いまなおその多くの作業を手作りで行っている。伝統的な鬼面や家紋入りの鬼瓦のほか、飾り瓦や庭園や玄関などに用いるエクステリア製品などその製品は多岐に渡る。



商務流通情報分科会

「遺伝子組換え微生物使用等に係る包括確認制度の導入について（答申）」

バイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループ（平成29年8月）

答申の概要

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」（以下「カルタヘナ法」という。）に基づく遺伝子組換え生物等の第二種使用等（※）の大臣確認においては、遺伝子組換え生物等の特性に応じて個別に拡散防止措置の確認が必要であったが、一定の範囲の性質の遺伝子組換え微生物を包括的に確認する制度(包括確認制度)の導入について審議を行い、了承された。

※第二種使用等：施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等であって、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執って行うものをいう。

（１）包括申請の対象範囲

- ①G I L S Pの使用区分に該当する遺伝子組換え微生物
- ②供与核酸の由来生物が、動植物、ヒト又は微生物（バイオセーフティレベルがB S L 1であるものに限る。）であること。供与核酸が由来生物の病原性に関するもの等に該当しないものであって、当該供与核酸からの生成物の機能が動植物及びヒトに対し、最新の科学的知見に照らし安全であることが推定される同定済核酸であること。

（２）事業者が満たすべき要件

- ①申請の日以前3年以内に個別に確認3件以上を受け、適切に第二種使用等をした実績を有する者であること又は包括確認を受けた者であること。
- ②事業者が設置する安全委員会において、遺伝子組換え微生物の取扱い業務その他これに類する業務に3年以上従事した経験を有する者を2名以上配置すること。

（３）経済産業大臣による確認の手続

経済産業大臣が必要と認めるときには、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が、事前の現場確認による審査を行う。

（４）包括確認を受けた者の行動指針

- ①包括確認を受けた者は、遺伝子組換え微生物を産業利用するときは、供与核酸の判定指針に従う。
- ②包括確認を受けた者は、生産前に安全委員会において、供与核酸及び遺伝子組換え微生物が包括確認を受けた対象に合致するかを確認し、使用の適否について審議する。
- ③包括確認を受けた者は、毎年度末に、遅滞なく、第二種使用等における使

用実績等を経済産業省に対し、報告する。

商務流通情報分科会

「クレジットカード取引及び前払式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて（報告）」

割賦販売小委員会（平成29年4月）

報告書の概要

割賦販売小委員会（以下「本小委」という。）は、平成26年9月以降、クレジットカード取引を巡る消費者相談、情報漏えい、不正使用等の実態を踏まえ、クレジットカード取引に係る取引環境の変化に着目しつつ、法制上の措置の必要性の有無及び実務的取組みの推進方法等についての検討を重ね、「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」（平成27年7月）及び「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～＜追補版＞」（平成28年6月）をとりまとめた。

これら二つの報告書における提言を受け、平成28年12月2日、第192回国会において、割賦販売法の一部を改正する法律が衆・参両院の全会一致で可決され、同月9日に公布された。

改正割販法の施行（平成30年6月）に向け、また、割賦販売法が規律する分野に関するその他の課題も踏まえ、平成29年2月より割賦販売小委員会を再開し、割賦販売法施行規則の改正等についての方向性が検討され、4月に以下の項目からなる報告書を取りまとめた。

（1）割賦販売法改正等に伴う省令改正等に係る検討課題について

- ① セキュリティ対策について
- ② アクワイアラー等による加盟店調査等について
- ③ アクワイアラー等の登録について
- ④ 苦情情報の活用について
- ⑤ 取引条件の表示、書面の交付について
- ⑥ 支払可能見込額調査について

（2）前払式特定取引に係る検討課題について

- ① 業務面における措置の方向性
- ② 財務面における措置の方向性

（3）クレジットカード会社におけるAPI連携について

保安・消費生活用製品安全分科会

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について（報告）」

液化石油ガス小委員会（平成30年3月）

答申の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について了承した。

（1）LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ①平成29年は、LPガス事故の発生件数は182件であり、平成28年の139件から46件増加となったが、死亡事故は2年連続でゼロ、負傷者数は50人で平成28年から2人減少し、液石法が公布された昭和42年以降最も少ない数となった。
- ②平成29年度は、経済産業省で97社（105事業所）に対し立入検査を実施した。

（2）平成30年度保安対策指針 新規項目

- ①バルク貯槽等の20年検査に向けた体制整備（平成30年度追記部分のみ抜粋）
告示検査期限を迎えるに際し、全国で対象となるバルク貯槽等が増加するため、期限に余裕をもって対応を行うとともに、LPガス販売事業者は、その搬出作業については労働災害等の発生が無いよう、細心の注意を払うこと、また、関係する工事事業者等に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施し、事故防止の徹底に努めること。
- ②誤開放防止対策の推進
ガス栓の先にガスコンロ購入時に付属しているホース口保護用のプラスチックキャップまたは保護キャップが取り付けられている場合や、ビニールテープ等が巻き付けられている場合は取り外し、ゴムキャップを挿入すること。また、ゴムキャップが正しく挿入されていない場合は改善すること。
- ③LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策（平成30年度追記部分のみ抜粋）
 - ・他工事業者の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと。
 - ・作業ミス等の事故で多くを占めるガスメータの交換時の施工不良等による漏洩を防ぐため、施工後に漏洩状況の確認等を適切に行うこと。

知的財産分科会

「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について（報告書）」

弁理士制度小委員会（平成30年2月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会では、標準関連業務やデータ関連業務への弁理士の関与の在り方、これら業務に関する中小企業に対する支援活動の在り方等について審議・検討を行い、以下のような内容の報告を取りまとめた。

（１）標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について

我が国企業において標準化に関する意識が十分に浸透しておらず、また、標準関連業務に関して一定程度の知見を有している弁理士の数は十分でない。このため、幅広い企業に対し弁理士が知的財産戦略における標準化の重要性に関する「気付き」を与えられるようにするため、全ての弁理士に対し、標準化に関する基礎的知識を習得させるための研修を義務付けるべきである。また、弁理士に秘密保持義務等の課される業務とすることにより中小企業等が安心して弁理士に依頼しやすくなると考えられること等から、標準関連業務を標榜業務として弁理士法に位置付けるべきである。

（２）データに係る業務への弁理士の関与の在り方について

弁理士法上、不正競争法防止法に規定される営業秘密のうち技術上の秘密について、①保護相談業務、②契約業務及び③紛争解決業務を弁理士の業務としている。今後、保護データの不正取得等の行為のうち悪質な行為が「不正競争行為」に位置付けられた場合、ワンストップサービスの提供等の観点から、技術上の秘密と同様に、保護データのうち技術上のデータについて、上記①～③の業務を弁理士の業務として弁理士法に位置付けるべきである。その際、弁理士の能力を担保するため、研修の内容をより充実させること等が望まれる。

（３）弁理士による標準・データに係る中小企業支援の在り方について

弁理士が標準化やデータの利活用に関する専門的かつ高度な実務能力を身に付けられるようにするため、日本弁理士会における関連する任意受講の研修の充実が望まれる。また、中小企業等がより適性の高い弁理士を容易に探し出せるようにするため、日本弁理士会の運営する「弁理士ナビ」の検索機能の強化等が望まれる。さらに、標準化やデータの利活用を含むコンサルティング業務の質の向上等を図るため、適切な報酬体系の在り方について日本弁理士会における検討が望まれる。

知的財産分科会

「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（報告）」

特許制度小委員会（平成30年2月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、第四次産業革命に対応した知財戦略の推進や紛争処理システムの拡充等について審議し、Connected Industriesの実現に寄与する特許制度を整備すべく、平成28年6月以降検討を行ってきた。本報告書はこれまでの審議内容を取りまとめ、第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて提言するものである。

（１）標準必須特許を巡る課題と制度的対応

近年、IoTの浸透により、特に通信分野における標準規格の実施に必須となる特許（標準必須特許）について、これまで通信業者同士で行われていたライセンス交渉が、通信業者と他業界との間で行われるようになってきたことから、標準必須性の判断やライセンス交渉の相場観に乖離が生じるなど、新たな問題が生じてきている。このような状況に対し、本委員会においては、国際的に通用するような権利者と実施者のバランスに配慮した手引きの策定や、特許庁の技術的知見を活かした、判定制度を活用した標準必須特許に係る判断の実施により、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図ることが適切ではないかとの結論に至った。

（２）証拠収集手続の強化

我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化のため、特許権等の侵害訴訟における裁判所の証拠収集手続の強化について検討し、書類提出命令に際して、裁判所が証拠書類の必要性を非公開手続（インカメラ）で判断できるようにすることなどの提言を行った。

（３）中小企業の特許料及び手数料の一律半減制度の導入

第四次産業革命の進展等により、中小企業が自らの知的財産を活用し、その競争力を強化することが、我が国経済の持続的発展のために不可欠であるところ、特許出願件数に占める中小企業の割合は15%程度にとどまっている。このような状況を踏まえ、中小企業を一律に対象とした特許料等及び手数料の軽減制度を特許法等で措置するとともに、制度利用のための手続を簡素化することで、中小企業による知財の有効活用を一層促進するよう提言を行った。

知的財産分科会

「審査品質管理小委員会報告書（平成２９年度）（報告）」

審査品質管理小委員会（平成３０年４月）

報告書の概要

平成２９年度における特許庁の品質管理の実施状況及び実施体制について評価項目及び評価基準に基づいて評価を行うとともに、改善点について検討した結果を、今後の審査の質の向上に向けた方向性として取りまとめた。

（１）審査品質管理の取組状況

特許庁における品質管理システムについて概観した上で、特許・意匠・商標それぞれの部門における平成２９年度の審査品質管理の取組状況についてまとめた。

（２）平成２９年度の審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

品質管理の前年度からの改善状況を含めて審議の対象とし、本小委員会で策定した評価基準にしたがって評価の上、その結果を取りまとめた。

（３）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

実施体制及び実施状況に関する委員からの評価を通じて得られた、品質管理の実施体制及び実施状況に関して改善が期待される事項について取りまとめた。

知的財産分科会

「データ利活用促進に向けた検討（中間報告）」

不正競争防止小委員会（平成30年1月）

中間報告の概要

「未来投資戦略2017」や「知的財産推進計画2017」において、安心してデータをやり取りできる環境整備のため、不正競争防止法改正を視野に入れた検討が求められ、「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」では、第四次産業革命に向けたデータ保護の在り方を中心に不正競争防止法に係る課題について審議が行われ、平成29年5月に、「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ」が取りまとめられた。

上記を受けて、「不正競争防止小委員会」では、不正競争防止法の改正に向け、平成29年7月より9回の審議を行い、平成30年1月に「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」をとりまとめた。概要は以下のとおり。

（1） データ利活用促進に向けた制度について

- ・我が国経済の成長力を高めることを基本としつつ、データの創出・収集・分析・管理等への投資やその適正な流通・利活用を促す環境を整備するため、データの不正取得・使用・提供の行為のうち悪質な行為を「不正競争行為」として新たに位置づけた上で、そうした行為に対する救済制度を創設する

（2） 技術的な制限手段による保護について

- ・保護対象に、電子計算機による処理（プログラムの実行の用に供するものに限定）に供するためのデータを追加する
- ・技術的制限手段の対象を明確化する
- ・技術的制限手段を無効化するサービスや情報の提供行為を「不正競争行為」として位置付ける

（3） 技術的な営業秘密の保護

- ・分析方法等に関する「営業秘密」について、不正使用行為の推定規定の対象として追加する

（4） 不正競争防止法に係る侵害訴訟における適切かつ公平な証拠収集手続の実現

- ・証拠収集手続について、当事者に書類をいったん提示させ、裁判所がインカメラ手続で実際に書類を見て、当該書類提出の必要性を判断できるようにする等の特許法等の改正が行われる場合は、不正競争防止法においても、同様の規定を整備する。